

河北町建設工事関連業務委託低入札価格調査制度取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、河北町低入札価格調査制度実施要綱（平成19年告示第87号。以下「要綱」という。）に基づく建設関連業務委託における、調査基準価格の算定及び数値的判断における失格基準を定めることを目的とする。

(調査基準価格の算定)

第2条 要綱第3条に規定する調査基準価格は、契約担当者が次により算出した額とする。

- (1) 次表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、同表の算出基礎の欄に掲げる予定価格算出の基礎となった額の合計額。ただし、その額が入札書比較価格に同表の設定上限の欄に掲げる割合を乗じて得た額を超える場合にあつては、入札書比較価格に設定上限の割合を乗じて得た額とし、その額が入札書比較価格に同表の設定下限の欄に掲げる割合を乗じて得た額に満たない場合にあつては、入札書比較価格に設定下限の割合を乗じて得た額とする。

業種区分	算出基礎	設定上限	設定下限
測量業務	ア 直接測量費の額	10分の9	10分の7
	イ 諸経費（間接測量費と一般管理費等の合計額）相当額に10分の6を乗じて得た額		
	ウ 測量調査費の額		
地質調査業務	ア 直接調査費の額	10分の9	10分の7
	イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額		
	ウ 諸経費（業務管理費と一般管理費等の合計額）相当額に10分の6を乗じて得た額		
	エ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額		
土木コンサルタント	ア 直接人件費の額	10分の9	10分の7.5
	イ 直接経費の額		

	ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額		
	エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額		
建築コンサルタント（工事監理業務を含む。）	ア 直接人件費の額	10分の9	10分の7.5
	イ 技術経費の額に10分の7を乗じて得た額		
	ウ 特別経費の額		
	エ 諸経費相当額に10分の7を乗じて得た額		
補償関係コンサルタント（工事損失調査業務を含む。）	ア 直接人件費の額	10分の9	10分の7.5
	イ 直接経費の額		
	ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額		
	エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額		
建設工事の積算基準を準用して設計する業務委託	ア 直接作業費の額に10分の9.5を乗じて得た額	10分の9.5	10分の7.5
	イ 共通仮設費相当額に10分の9を乗じて得た額		
	ウ 現場管理費相当額に10分の9.5を乗じて得た額		
	エ 一般管理費の額に10分の6.5を乗じて得た額		

(2) 入札に付する業務委託が複数の業務の種類を含むときは、それぞれの業務の種類について前号に準じて算定した額を合計した額とする。

(3) 業務等の性質上前2号の規定により難しいものについては、契約ごとに10分の7から10分の9.5までの範囲内で適宜の割合を入札書比較価格に乗じて得た額とする。

(数値的判断における失格基準)

第3条 調査基準価格を下回る入札を行った全ての者について、その者の提出した積算内訳書において計上されている次の各号に掲げる経費の額のいず

れかが、予定価格算出の基礎となった当該経費の額に当該各号に定める率を乗じて得た額に満たない場合は失格とする。

(1) 測量業務

ア 直接測量費 80パーセント

イ 諸経費（間接測量費と一般管理費等の合計額）相当額 50パーセント

ウ 測量調査費 80パーセント

(2) 地質調査業務

ア 直接調査費 75パーセント

イ 間接調査費 75パーセント

ウ 諸経費（業務管理費と一般管理費等の合計額）相当額 50パーセント

エ 解析等調査業務費 65パーセント

(3) 土木コンサルタント

ア 直接人件費 90パーセント

イ 直接経費 90パーセント

ウ その他原価 90パーセント

エ 一般管理費等 30パーセント

(4) 建築コンサルタント（工事監理業務を含む。）

ア 直接人件費と特別経費の合計額 90パーセント

イ 技術経費 60パーセント

ウ 諸経費相当額 60パーセント

(5) 補償関係コンサルタント（工事損失調査業務を含む。）

ア 直接人件費 90パーセント

イ 直接経費 90パーセント

ウ その他原価 90パーセント

エ 一般管理費等 30パーセント

(6) 建設工事の積算基準を準用して設計する業務委託

ア 直接作業費 75パーセント

イ 共通仮設費相当額 75パーセント

ウ 現場管理費相当額 75パーセント

エ 一般管理費 50パーセント

2 積算内訳書の合計金額が入札価格と一致しない入札者は、失格とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。